

令和8(2026)年度Uターン対策強化事業業務委託 公募型プロポーザル審査要領

第1 目的

令和8(2026)年度Uターン対策強化事業業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書を適正に評価するため、令和8(2026)年度Uターン対策強化事業業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

第2 審査会の設置

企画提案書の審査を行うため、令和8(2026)年度Uターン対策強化事業業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に会長を置く。なお、会長は、総合政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括する。

2 運営

- (1) 審査会は、会長が召集する。
- (2) 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、会長を含む4名以上の委員が出席して開催するものとする。
- (4) 会長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

3 守秘義務

会長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- (1) 企画提案書の審査は、企画提案書の記載内容をもとに、別表2に規定する審査項目ごとに評価を行い採点する。
- (2) 委員が行った採点の合計を、評価点とする。
- (3) (2)により算出した評価点をもって、点数の高い者から順に、委員ごとに提案者の順位付けを行い、全ての企画提案者の中で、最も多くの委員が1位とした者を委託契約候補者とする。なお、最も多くの委員が1位とした者が複数の場合は、各委員の評価点の合計が最も高い者を委託契約候補者とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、各委員の評価点の平均が60点以上である場合に限り、委託契約候補者とする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、令和8(2026)年度の事業において適用する。

(別表1 審査会の構成)

所属		役職	備考
総合政策部	地域振興課	課長	会長
		課長補佐(総括)	
		地域振興・とちぎ暮らし推進担当副主幹(GL)	
生活文化 スポーツ部	県民協働 推進課	青少年応援室室長	
産業労働観光部	労働政策課	雇用対策担当課長補佐(GL)	

(別表2 審査項目)

区分			評価項目	配点
1	総 論	(1)	社会背景や本県の現状・特性を踏まえ、本事業の業務目的及び業務内容を十分に理解しているか。事業目的を達成するための考え方・コンセプトが明確であるか	5
2	企 画	(2)	【とちぎ魅力課題研究会（仮）】 本県出身者等に訴求できる研究会を提案しているか ・本県出身者等に本県への興味を抱かせる効果的なプログラム構成（キーパーソン、伴走支援等を含む） ・活発な意見交換がなされる工夫や参加者に継続参画してもらえる施策 等	20
		(3)	【とちぎの未来提案交流会（仮）】 本県出身者等に訴求できる交流会を提案しているか ・本県出身者等に興味を抱かせる魅力的なプログラム構成（ゲスト審査員、懇親会等を含む） ・参加者同士のつながり構築や、地域への継続した関わりに資する工夫 等	20
		(4)	【Uターン促進を目的とするリーフレットの作成・配布】 本県出身者に効果的にアプローチできる配布先を提案しているか	5
		(5)	【広報等】 本県出身者や地域活動・施策提案等に興味がある若者に対して効果的に訴求し、周知効果が期待できる広報施策を提案しているか	20
		(6)	【追加提案】 仕様書にて求められる内容以上の提案があり、かつ業務目的達成に有効な手段となっているか	10
		(7)	【体制】 各業務の運営を実施できる十分な人員体制が示されているか	5
		(8)	過去に官公庁から同類の業務を受託したことがあるか	5
3	組 織 体 制 及 び 計 画 実 現 性	(9)	研究会、交流会及びリーフレット作成の調整、実施時期、広報等その他の業務における適切なスケジュールを示しているか	5
		(10)	積算が予算の範囲内であり、内容等が妥当か	5
合 計				100